

総社市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第28号

総社市職員給与条例の一部を改正する条例

総社市職員給与条例（平成17年総社市条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（期末手当） 第26条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。 4～6 略 （勤勉手当） 第27条 略 2 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の9.5</u>」とあるのは「100分の4.5」とする。 4及び5 略</p>	<p>（期末手当） 第26条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。 4～6 略 （勤勉手当） 第27条 略 2 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「100分の4.5」とする。 4及び5 略</p>

附 則
（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。
(令和2年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和2年12月に支給する期末手当に限り、改正後の条例第26条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」と読み替えるものとする。
(総社市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 総社市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年総社市条例第25号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第14条 給与条例第26条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。<u>この場合において、給与条例第26条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の130」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第24条 給与条例第26条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、<u>給与条例第26条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の130」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びに地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。ただし、当該報酬には第19条から前条までに規定する報酬を含まないものとする。</u></p> <p>2及び3 略</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第14条 給与条例第26条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第24条 給与条例第26条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第26条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びに地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。ただし、当該報酬には第19条から前条までに規定する報酬を含まないものとする。</p> <p>2及び3 略</p>